

5 手当・年金・給付金等

(1) 各種手当・年金等

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような手当・年金等の制度があります。

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先						
特別児童扶養手当	身体又は精神に政令（注1）で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育する人に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>月額 55,350円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>月額 36,860円</td> </tr> </table> ※支給は、4、8、11月に前4か月分が支給される	1級	月額 55,350円	2級	月額 36,860円	県 子ども・家庭支援課 市福祉事務所 町村障がい福祉担当課		
1級	月額 55,350円								
2級	月額 36,860円								
障害児福祉手当	在宅で身体又は精神(知的)に政令(注1)で定める程度の著しく重度の障がいを有するために、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給される	(令和6年4月～) 月額 15,690円 ※支給は、2、5、8、11月に前3か月分が支給される	市福祉事務所 町村障がい福祉担当課						
特別障害者手当	在宅で身体又は精神(知的)に政令(注1)で定める程度の重度の障がいを有するために、日常生活に常時、特別の介護を要する20歳以上の人に支給される	(令和6年4月～) 月額 28,840円 ※支給は、2、5、8、11月に前3か月分が支給される	市福祉事務所 町村障がい福祉担当課						
障害基礎年金	国民年金の加入者が65歳までに初診のある傷病のために、身体または精神に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>年額 1,020,000円 (昭和31年4月1日以前生まれの方1,017,125円)</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>年額 816,000円 (昭和31年4月1日以前生まれの方813,700円)</td> </tr> </table>	1級	年額 1,020,000円 (昭和31年4月1日以前生まれの方1,017,125円)	2級	年額 816,000円 (昭和31年4月1日以前生まれの方813,700円)	町村障がい福祉担当課 年金事務所		
1級	年額 1,020,000円 (昭和31年4月1日以前生まれの方1,017,125円)								
2級	年額 816,000円 (昭和31年4月1日以前生まれの方813,700円)								
特別障害給付金 (H17.4.1施行)	S61.3.31以前の傷病の初診日において「サラリーマンの妻」等であった場合、またはH3.3.31以前の傷病の初診日において「学生」等であった場合で、国民年金任意加入の対象でありながら任意加入していなかった場合に、65歳になるまでにその傷病により身体又は精神に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>月額 55,350円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>月額 44,280円</td> </tr> </table>	1級	月額 55,350円	2級	月額 44,280円	市町村国民年金担当課 年金事務所		
1級	月額 55,350円								
2級	月額 44,280円								
障害厚生年金	厚生年金保険に加入している間に初診日のある傷病により身体または精神に障がいを残したため労働が制限される場合に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>報酬比例の年金額 + 2級障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>報酬比例の年金額</td> </tr> </table> 《最低保障額：年額 612,000円 (昭和31年4月1日以前生まれの方610,300円)》 障害手当金 一時金	1級	報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金	2級	報酬比例の年金額 + 2級障害基礎年金	3級	報酬比例の年金額	年金事務所
1級	報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金								
2級	報酬比例の年金額 + 2級障害基礎年金								
3級	報酬比例の年金額								
労災保険 障害(補償) 等給付	業務上の事由又は通勤による負傷、疾病が治った後に、身体に一定以上の障害を残した場合に支給される	障害の程度により、 年金(1級～7級)または 一時金(8級～14級)が支給される	労働基準監督署						

(注1) 政令とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

5 手当・年金・給付金等

(2) 生活福祉資金の貸付

《障がいのある方（児・者）及びその世帯》

障がいのある方等の自立の促進と生活の安定を図るため、総合支援資金、福祉資金等の各種貸付制度があります。

【問い合わせ先】市町村社会福祉協議会、お近くの民生委員（P 7～8 参照）

資金の種類		
総合支援 資金	生活支援費	・生活再建に必要な生活費用
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
(対象世帯) 低所得 世帯	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である場合に必要な費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等
福祉資金 (対象世帯) 低所得 障がい者 高齢者 世帯	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に係る必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費（※低所得又は高齢者世帯対象） ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用（低所得世帯対象）
教育支援 資金 (対象世帯) 低所得 世帯	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産 担保型 生活資金 (対象世帯) 低所得の 高齢者 又は、福祉 事務所が 要保護と認 めた高齢者 世帯	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

次ページに続く

5 手当・年金・給付金等

資金の種類	貸付条件					
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
生活支援費	(二人以上)月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内	原則3か月 最長12か月	最終貸付日から 6月以内	据置期間 経過後10 年以内	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも貸付可
住宅入居費	40 万円以内	一括	貸付日(生活支 援費とあわせて 貸し付けている 場合は、生活支 援費の最終貸付 日)から6月以内			
一時生活 再建費	60 万円以内	一括又は分割 若しくは 月決め				
福祉費	580 万円以内 ※資金の用途に応じて 貸付上限額の目安を設定	一括又は分割	貸付日(分割に よる交付の場合 には最終貸付 日)から6月以内	措置期間 経過後 20 年以内	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも貸付可
緊急小口資金	10 万円以内	一括又は分割 (2回まで)	貸付日から2月 以内	据置期間 経過後12月以内	無利子	不要
教育支援費	<高校>月 3.5 万円以内 <高専>月 6 万円以内 <短大>月 6 万円以内 <大学>月 6.5 万円以内 ※特に必要と認める場合は、 上記各上限額の 1.5 倍まで 貸付可能	分割(6か月毎)	卒業後6月以内	据置期間 経過後 20 年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	50 万円以内	一括				
不動産担保型 生活資金	・土地の評価額の 70%程度 ・月 30 万円以内	借受人が死亡 するまでの期 間又は貸付元 利金が貸付限 度額に達する までの期間	契約終了後3月 以内	据置期間終了時	年 3%、 又は長期 プライムレ ートのいず れか低い 利率	必要 ※推定相続人 の中から 1名選任
要保護世帯 向け不動産 担保型生活 資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度 (集合住宅の場合は 50%) ・生活扶助額の 1.5 倍以内					不要

5 手当・年金・給付金等

(3) 心身障害者扶養共済制度

《障がいのある方や児童等》

心身に障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、一定の保険料掛金を納めて、加入者に万一のこと（死亡又は重度障がい）があったとき、心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、保護者亡き後の生活の安定を図ります。任意加入方式で、障がい者1人につき2口まで加入できます。

対象者	次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立生活することが困難であると認められる方。 ①身体障害者手帳1～3級 ②知的障がいのある方 ③精神又は身体に永続的な障がいがある方で、その障がいの程度が①または②と同程度と認められる方
加入者	65歳未満の保護者でかつ生命保険契約を締結できる方 ※障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人
掛金額	保護者の加入時の年齢により、1口加入の場合、月9,300円～23,300円 ※制度の見直しにより、掛金が改定されることがあります。
給付金	【年金額】1口につき月額20,000円 【弔慰金】障がい者が加入者の生存中に死亡した場合に支給されます。 加入期間により、1口につき 30,000円～150,000円（平成20年3月31日以前に加入した人） 50,000円～250,000円（平成20年4月1日以降に加入した人） 【脱退一時金】制度を脱退した場合に支給されます。 加入期間により、1口につき 45,000円～150,000円（平成20年3月31日以前に加入した人） 75,000円～250,000円（平成20年4月1日以降に加入した人）
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）

※住所・氏名の変更、加入者もしくは障がいのある方が死亡した場合等、各種届出が必要です。

(4) 児童発達支援の利用者負担の助成

《障がいのある方や児童》

障がいのある児童が早期に支援を受け、運動機能や言語、社会性等の発達を図るため、3歳までの児童が児童発達支援等を受ける際の保護者負担に対して助成します。

実施主体	市町村
対象者	0歳～3歳までの児童発達支援等を受ける児童
対象施設	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所
免除割合	児童福祉法で定められている利用者負担額の全額免除
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）

5 手当・年金・給付金等

(5) 住宅改造に要する経費助成

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の快適な生活環境を確保するために、障がいのある方又はその障がいのある方と同居する者が住宅設備等を改造する費用を助成します。

対象者	重度心身障がいのある方（身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A（A1、A2）又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方）又はその障がいのある方や児童と同居する方で、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯に属する方 ※障がいの内容も関係しますので、詳しくは問い合わせください。 ※在宅高齢者住宅改造助成事業対象者を除く （在宅高齢者住宅改造助成事業の問い合わせ先：市町村高齢福祉担当課）
対象工事	対象障がい者が日常生活において直接利用する設備の改造 （玄関、台所、浴室、便所、廊下、居室、階段、洗面所等を利用しやすく改造）
限度額	600,000円 ※ただし、他法令により助成を受ける場合には、その助成対象額を控除する
補助率	県1/3、市町村1/3（本人負担1/3） ※生活保護世帯は 県1/2、市町村1/2
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）

※改造工事着工前に申請する必要があります。

※大分市については、別途単独で助成制度があります。

(6) 自動車改造に要する経費助成

《身体障がいのある方や児童》

身体障がいのある方が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P191参照）

(7) 自動車運転免許取得に要する経費助成

《身体障がいのある方や児童》

身体障がいのある方の就労等、社会活動を容易にし、社会復帰の促進を図るため、運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P191参照）